12　（略）

（東京検疫所に置く課等）

第九十七条　東京検疫所に、次の五課、検疫情報管理室、上席空港検疫管理官二人、上席空港検疫看護管理官一人及び検疫広報官一人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
食品監視第二課
検査課
（検疫情報管理室の所掌事務）

第百二条の二　検疫情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関すること。

二　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十七条の二第二項の規定に基づき検疫所長が収集又は分析した検疫感染症に関する情報の管理に関すること。

（輸入食品監督官）

第百二条の二の二　東京検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　（略）

（検疫広報官の職務）

第百二条の六　検疫広報官は、命を受けて、第百二条の二に規定する事務のほか、その他の検疫所の所掌事務に係る広報に関する事務を行う。

第百八条の二　削除

（関西空港検疫所に置く課等）

第百八条の八　関西空港検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官三人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

総務課
検疫課
衛生課
食品監視課
検査課

2　（略）

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2・3　（略）

12　（略）

（東京検疫所に置く課等）

第九十七条　東京検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官二人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
食品監視第二課
検査課

（新設）

（輸入食品監督官）

第百二条の二　東京検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（検疫情報管理室）

第百八条の二　成田空港検疫所の検疫第一課に、検疫情報管理室を置く。

2　検疫情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関すること。

二　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十七条の二第二項の規定に基づき検疫所長が収集又は分析した検疫感染症に関する情報の管理に関すること。

（関西空港検疫所に置く課等）

第百八条の八　関西空港検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官四人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

総務課
検疫課
衛生課
食品監視課
検査課

2　（略）

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2・3　（略）